

西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件

下記のとおり西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任をするにあたり、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定による教育長の臨時代理により、令和5年3月30日に決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和5年4月12日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松 司 郎

記

- 1 任命委員 別紙のとおり (任命年月日 令和5年4月1日)
- 2 任命理由 校長の人事異動に伴う
- 3 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 解任委員 別紙のとおり (解任年月日 令和5年3月31日)
- 5 解任理由 校長の人事異動等に伴う

(参考1)

○提案理由

学校運営協議会委員の任命及び解任を行うため。

(参考2)

○西宮市学校運営協議会の設置等に関する規則 (抜粋)

(委員の任命)

第9条 協議会の委員は20名以内とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦により教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 社会教育法第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長

- (5) 対象学校の教職員
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

3 前項の規定のうち、対象学校の校長がその職に着任したときは、委員に推薦されたものとみなす。

(任期)

第11条 委員の任期は、任命を受けた日からその日が属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員の解任)

第18条 教育委員会は、次のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
  - (2) 第10条に反した場合
  - (3) 対象学校の校長が、転任又は退職した場合
  - (4) その他解任に相当する事由があると認められる場合
- 2 対象学校の校長は、委員が前項各号（第3号を除く。）のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。
- 3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

## 解 任 (任期 ~R5.3.31)

学 校	名 前	所 属 等	在 籍
北夙川小学校	下崎 明子	教頭	1 期
神原小学校	稲田 俊哉	校長	1 期
平木小学校	米口 征代	校長	1 期
上ヶ原小学校	佐伯 孝司	校長	1 期
上ヶ原南小学校	形山 茂樹	校長	1 期
瓦林小学校	北井 良	校長	1 期
津門小学校	岩瀬 寛明	教頭	1 期
山口小学校	渡部 康人	校長	1 期
東山台小学校	川口 秀穂	校長	1 期
生瀬小学校	石飛 弥生	校長	1 期
大社中学校	宮田 聡	校長	1 期
学文中学校	吉田 悦子	校長	1 期

12名

## 任 命 (任期 R5.4.1~R7.3.31)

学 校	名 前	所 属 等	在 籍
神原小学校	秦 淳也	校長	1 期
上ヶ原小学校	岩瀬 寛明	校長	1 期
瓦林小学校	船橋 博美	校長	1 期
高須西小学校	下崎 明子	校長	1 期
山口小学校	佐伯 孝司	校長	1 期
東山台小学校	北井 良	校長	1 期
生瀬小学校	濱路 学	校長	1 期
甲陵中学校	渡辺 美穂	校長	1 期
学文中学校	都志 啓二	校長	1 期

9名